

県北広域振興局長告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者が指定一般相談支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年5月13日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331300012	指定一般相談支援事業所「地域生活支援センター・カシオペア」	二戸市石切所字川原28番地7	平成28年3月27日